明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　一
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務五六）　二六
〔告　示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一三三五）　二八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
会社その他　四〇
会社決算公告　四三

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第四号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十四条の二第一項及び第二項並びに第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第二項第二号及び第三号、第二十四条の二第二項第二号、第四十条の二第三項、第四十一条の二第二項及び第四十二条第二項第三号の規定に基づき、並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
文部科学大臣　永岡　桂子